

社会科授業実践の基盤となる授業分析力と教材解釈力の育成

— 遠隔授業観察システムを活用した演習の一事例 —

草原和博*

2005年度の学部「実地教育VI」と大学院「教育実践研究」において、遠隔授業観察システムを介して小学校の社会科授業「なぜ憲法はつくられたのか？」を観察し、授業分析力と教材解釈力を育成する演習を試みた。実践の結果、教室での観察やビデオの視聴とは異なる一定の効果が確認された。しかし、システムの特長上、子どもの小集団活動や相互行為のミクロな分析には適さず、授業構成・指導過程のマクロな把握に適していることも明らかになった。

〔キーワード：授業分析、教材解釈、科学的な社会認識、憲法概念、遠隔授業観察〕

I 演習のねらい・仮説

1.1 位置づけと目的

本稿は、社会科教員の力量を形成する上で、遠隔授業観察システムが果たす効果を検証しようとするものである。

実践の場は、2005年度（平成17年度）後期、学部の附属学校実習の事後指導を行う「実地教育VI」（筆者担当）と大学院の「教育実践研究」（梅津正美担当）に求める。「実地教育」は、教育実習の授業を振り返り、課題を発見し、改善策をつくる方法論を身につけさせることを目的としている。一方「教育実践研究」は、社会的判断力を育てる授業づくりの理論と方法を実践の場に即して習得させることを目指している。

両科目は到達目標を異にするものの、社会科授業の開発・実践には、①既存の実践を対象化し、認識形成の論理を引き出す授業分析力、②子どもを社会事象の本質に迫らせる教材解釈力が欠かせない、と考える点では見解を同じくする。そこで両科目のスケジュールが終盤に差し掛かった2006年1月30日、共通の授業を素材にして、実際に授業分析と教材解釈を試みる特別演習を設定した。これまでに指導してきた授業分析・教材解釈の方法論を応用して、教師が教授している社会の見方とそれを学習させる筋道・手立てを読み取らせることをねらいとする。各科目では、本演習を通過点にして、また別途最終的な到達目標に向けて指導を行ってゆく。

1.2 目的達成の手段

本演習では、上述のねらいを達成するため、以下2つ

の方法をとる。

第1に、遠隔授業観察システムの活用である。観察の対象には、鳴門教育大学附属小学校6年2組にて実践された「なぜ憲法はつくられたのか？」を取り上げる¹⁾。第6学年のいわゆる政治単元の導入に位置づけられた授業である。児童に憲法の性格について問うプレテストを実施したところ、ほぼ全員が「憲法とは、国民が守るルールである」と理解していることが明らかになった。本時は、この常識知に揺さぶりをかけ、科学知「憲法とは、国民が国家権力に課した、国家権力が守るルールである」へと変革させることを目的とする。受講者には本システムを通じて配信される映像を視聴させ、子どもの知識を成長させる授業構成のくふうを分析させたい。

第2に、チーム・ティーチングの活用である。実地教育を担当する草原と、教育実践研究を担当する梅津のチーム・ティーチングとして実施する。各教員はそれぞれの問題関心と専門性を活かして、筆者は法学の視点、梅津は歴史学の視点から、憲法の機能と成立を概説したい。受講者には、各教員のガイダンスを受けて「自分はこれまで憲法をどのようなものとして理解してきたか」「教師として憲法をどのように捉え、教授するか」を検討させる。あわせて社会諸科学の成果に基づいて教材を解釈し、学習課題をつくり、概念を探究させる授業の意義を考えさせたい。

以上の目的と手段の関係を踏まえて、本演習は以下の仮説にもとづいて構想、実践した。

「教科教育実践力の基盤となる授業分析力・教材解釈力を育成する上で、遠隔授業観察システムは効果的な指導

* 鳴門教育大学 社会系教育講座

ツールとなりうる」。

本演習においては、遠隔授業観察システムはあくまで直接観察やVTR視聴に並ぶ—補完・代替する—授業研究の一手段・一媒体とみなされる。また90分の教育活動全体の一部分・一場面に限って活用したい。上記仮説の表現には、このような意図が込められている。

II 演習の展開

遠隔授業観察システムを使った講義・演習で、運用上最初に突き当たる問題は、附属学校の時間割とのすり合わせである。基本的には附属側の時間割と校時を優先せざるを得ないため、大学側には柔軟な対応が求められる。今回は、まず火曜5限に設定されていた「実地教育」を月曜1限（大学の1限：9時～10時30分）に変更した。次に授業観察（附属小学校の2限：9時40分～10時25分）の前後に時間的ゆとりのあることが分かったので、そこに事前・事後指導を計画した。後述するように、附属・大学の校時のズレから生まれる時間の隙間も、必要な指導に充てることで有効利用できる。教員の計画的な運用が求められる。

2.1 授業観察の事前指導

9時から9時40分は、本演習の導入に充てた。この時間を使って、観察授業のねらい、児童の教材理解（プレテストの結果）と教師の教材解釈（立憲主義の概念）、ならびに授業分析の視点を提示した。事前指導にて投影したパワーポイントが図1である。

まず冒頭で、児童が取り組んだプレテストと同じ問題

を受講者に課した(図2)。受講者のうち正答できたのは全体の半数、他の半数は児童と同じように誤答の②～⑦に印をつけた。これらの事実を受けて、観察授業のねらい「児童の常識的な憲法認識を科学的な憲法認識に成長させる」を紹介し、本授業が果たす社会認識形成上の意義を説明した。

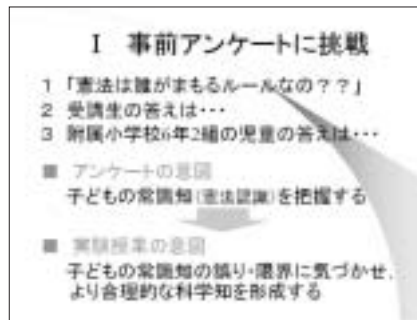
さらに梅津は、世界史的な観点から、市民革命を通じて絶対君主の権力行使には制限が加えられてきたこと、憲法も1つの理念・価値観の表現に過ぎないこと、その理念と現実の乖離は現代社会に様々な問題を引き起こしていることを指摘した。次に草原は、日本国憲法の第1章に「天皇」が出てくるのは、戦前の反省を踏まえ、何よりも天皇の権力行使に制限を掛けようとした結果に他ならないことを指摘する。また憲法99条を根拠に、権力を行使しうる（人権を侵害しうる）公務員には憲法擁護の義務が課されている点に注目させ、教員や警察官もその例外ではないことを概説した。

最後に、学部生と院生には授業観察の視点を指示した(図1の画面5)。学部生には教師の教授行為に注目させ、子どもの知識を成長させる発問・指示、資料提示のし方を捉えさせる。院生には子どもの学習活動に注目させ、教師の働きかけをいかに受けとめ、納得・反論し、知識を成長させているかを分析させようとした。科学的社会認識を形成する授業理論を、学部生には「教師」の指導過程にもとづいて再構成させるのに対して、大学院生には実際の「子ども」の思考過程から構築させる。後者は、子どもの具体的かつ多様な発言・行動を根拠に論じる必要があるため、その分、高度な取り組みになっている。

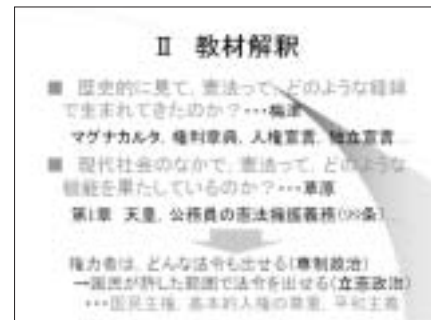
画面1



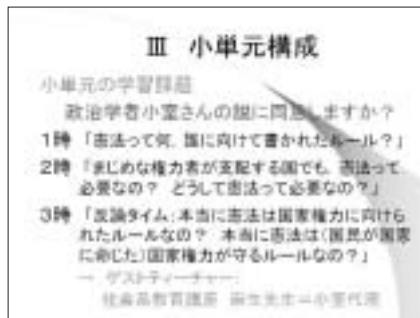
画面2



画面3



画面4



画面5

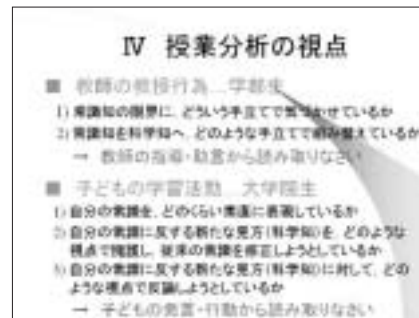


図1 事前指導で提示したパワーポイントの画面

アンケートにご協力おねがいします。

6年()組 名前()

(1) 憲法は、次のうちだれが守るルールだと思いますか？ 当てはまるものすべてに○をつけてください。

() ①うちで飼っているネコの「タマ」

() ②ぼく、わたし

() ③うちのおばあさん

() ④マルヨシの店員さん

() ⑤SMAPのキムタク

() ⑥おまわりさん

() ⑦総理大臣

(2) (1)のようにした理由を書いてください。

()

図2 児童に配布したプレテスト問題 (A4版で作成、文字も解答欄も実際より縮小している)

2.2 授業観察の途中指導

観察授業は予定通り9時40分から開始された。遠隔授業観察システムが配備された教室には、通常の黒板の代わりに2台のホワイトボードが配置されている、通常の机・椅子の代わりに、移動式の丸椅子が用意されている、など普通教室との違いから、指導者には若干の戸惑いも見られた。

授業は指導案(表1)にほぼ沿って進行した。大学側では、スクリーンに映し出される授業を受講者はメモを取りつつ見守る、教員は指導上のヤマ場で随時解説を加え、見るべき箇所を指示した(写真1)。とくに政治学者の憲法概念に対して児童が賛否を表明する場面(表1のA)、児童が賛否の理由付けを説明する場面(B)、設定したシミュレーションの意図が子どもに伝わらず、教師の意図と子どもの思考にズレが認められた場面(C)、指導案と実際の展開が異なった場面(D)では、受講者に注意を喚起した。

授業は、時間切れで、当初予定していた「憲法」と「法律」の違いまで指導できずに終了した。この内容は次時の導入に回された。

2.3 授業観察の事後指導

授業は、ほぼ予定通り10時25分過ぎに終了した。教室の後片付けもあって、附属・大学の双方向通信に入る

まで3分程度を要した。受講者の中には2限の履修者もいたため、10時30分の段階で授業を一度閉め、引き続き希望者のみで観察授業の検討に移った。まず指導者から授業終了直後の率直な感想が述べられた。飛び込み授業の1時間目でクラスの雰囲気がかめれない上に(カメラの先にある)見えない視線を感じ²⁾、緊張した旨がコメントされた。

大学側では梅津と草原が課題をコメントした。とくに問題になったのは、本時の目標達成度。子どもの常識をどこまでひっくり返すことができたか、本当にできていたのか、に議論は集中した。論点を要約すると、子どもが「憲法は国民が守るべきルールだ」と発言しているとき、「国民のなかに国家権力(権力者)も内包されていたのではないか」、「国家権力に国民を対峙させる思考のフレームワークができていなかったのではないか」、「そのような認識を形成するだけの歴史的知識や経験を欠いていたのではないか」など。すなわち、言葉の上では教師の「解説」を受けとめても、子どもはそれを咀嚼しきれず、常識的理論の範囲内で這い回っていたとの見解が示された。

これらのやり取りは、10時30分を越えて教室に残っていた受講者も聴くことができた。短時間ながらも、大学の教員と受講者、附属の指導者の三者間で、振り返り



写真1 遠隔授業観察システムを活用した指導場面

表1 「なぜ憲法はつくられたのか？（第1時）」の授業展開

教師の指示・発問・発言	子どもから引き出したい知識
<p>【導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライドを見よう。木曜日に答えてもらったアンケートを覚えているかな？こういうアンケートでした。 ・一番多かった答えは②～⑦で、28人がそのように答えてくれました。その理由には、「憲法は国民全員が守らなければいけないから」とありました。 ・他はこのような感じですよ。みんなが書いてくれたアンケートを見ると、「国民全員が守らなければいけない」という見方が多かったんですけど……小室直樹さんという人は、「憲法とは国民に向けて書かれたものではない。」と言っています。 ・スライドを見よう。小室さんの言葉を読みます。 <p>◎この小室さんの仮説(見方)にみんなは賛成するかな？反対するかな？少し時間をとるので、考えて書いてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この小室さんの仮説に賛成の人は、先生から向かって「右」、反対の人は、先生から向かって「左」に分かれてもらいます。 ・じゃあ、少しそれぞれの理由を聞いていきます。△△さん、なぜ小室さんの仮説に反対なの？答えてください。 ・○○くん、なぜ小室さんの仮説に賛成なの？答えてください。 ・反論はありますか？ <p>◎今日はまず小室さんの立場に立って、「小室さんは、憲法をだれが守るべきルールだと考えているのだろうか？」を学習しよう。</p>	<p>子どもから引き出したい知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛成○人， 反対△人 A ・だって、憲法は国民が守ることを書いてあるから。 B ・だいたい法律とかは国民が守るものだから。憲法には義務も書いてあるから。
<p>【展開1】</p> <p>◎言葉だけで考えるのは難しいので、まだ憲法がつけられていない時代の国の様子を体験してみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを配ります。架空のサトー国の暴君ペペは、好き勝手な生活をしたい！そのためにも自分のやり方に少しでも不満をもっている国民、文句を言いそうな国民を減らしてやるぜい！と考えています。さて、この暴君ペペは、これからどんなことをやりだすかな？周りの人と話し合っているいいので、予想されることを多く書こう。 ・どんなことが予想されるかな？発表しよう。 ・黒板でまとめてみよう。「暴君ペペ」が「国民」に守りなさいって命令してるんだね。 <p>◎これは架空のお話かな？日本国憲法がつけられるまでの日本の歴史のなかで、暴君ペペみたいに権力をもった人が国民を押さえつけたような話はなかったかな？歴史の授業を思い出そう。例えば…</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)絵踏、これは何ですか、絵踏って覚えているかな？そのほかに、 (2)刀狩 (3)自由民権運動 (4)検閲、はどうだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・黒板でまとめてみよう。「將軍」や時の「政府」が国民に守りなさい！踏絵をしなさい！って命令したんだね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文句を言った国民を取り締まる法律をつくる。 ・うるさい国民をつかまえてしまう。 ・テレビや新聞に王様の良いところしか伝えさせないようにする。など。 <p style="text-align: right;">C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下図を参照。 <p>・踏絵。江戸時代、キリスト教の考え方が將軍さまにとっては邪魔だったから、こういう風に踏ませてキリスト教徒を見つけては、火あぶりにしていった。</p> <p>・刀狩：安土桃山時代、武器になりそうなものを強制的に取り上げられた。自由民権運動：明治時代、国に都合が悪いことを演説すると、無理やり中止させられた。検閲：昭和時代、手紙の中身を知らない間にチェックされていた。</p> <p style="text-align: center;"> 憲法のない時代 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">暴君ペペ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">將軍</div> </div> <div style="margin-left: 100px;"> 守りなさい </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">国民</div> </div> </p>
<p>【展開2】</p> <p>◎憲法のある今の時代に戻ってみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば江戸時代の「絵踏」のように、今の総理大臣が「全国の警察官は、国民に踏絵をさせて、キリスト教徒を見つけて、火あぶりにしてしまえ！」なんて命令を出すことはできるかな？ ・「できる」と思う人は手を挙げよう。「できない」と思う人は手を挙げよう。 ・「できない」の方が多いけど、「できない」としたら、今の日本で「できない」理由は何なのかな？予想してみよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に発表する。 <p style="text-align: right;">D</p>

- ・ワークシートと日本国憲法のコピーを配ります。周りの人と話し合ってもいいので、日本国憲法の第10条～第21条のなかから、今の日本では「できない」理由を探してみよう。
 - ・理由が見つかったらどうか？発表しよう。
 - ・理由の1つ、憲法第19条をスライドで見てみよう。
- これは、「だれ」が「だれ」に命じているのだろうか？今日の勉強から予想してみよう。なぜそう思ったの？
- ・どうやら日本国憲法第19条は、「権力者、つまり、今でいう総理大臣や政治家、または、その人たちの命令を受けて仕事をする警察官などの権力者に、私たち国民が「守りなさい！」と命令しているらしいことが分かった。
 - ・黒板でまとめてみよう。「国民」が「総理大臣」や「警察官」に守りなさいって言ってるんだね。
- ・(時間に余裕があれば)他に権力者が「やってはいけないこと」を書いている条文はないかな？条文には分かりにくいものもあるけど、
- 「これは権力者がやってはいけないことを書いているのでは…」
- 「これは権力者がやっていいことを書いているのでは…」
という箇所を第10条～第21条から探そう。なんでそう思った？

- ・第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、第20条①前半「信教の自由は何人に対してもこれを保障する」、第36条「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」など。
- ・「国民」が「権力者」に対してではないかな。
- ・「国民」が「総理大臣」に対してではないかな。
- ・これまでの歴史のなかで、権力者は、国民の自由をいろいろと押さえつけてきたから。

「憲法のある時代」

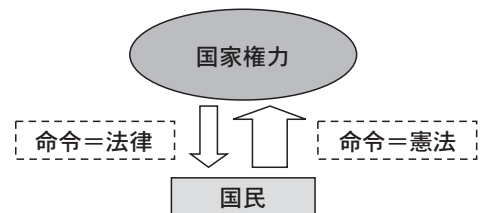


- ・第21条「集会・結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」→自由民権運動のように、言論の自由が奪われることがあったから。
- ・第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」→士農工商のように差別されることがあったから。

【終結】

- ◎なぜ小室さんは、「憲法は国民に向けて書かれたものではない」と言っているのかな？じゃあ小室さんは「憲法はだれが守るルール」と言っているのかな？
- ・小室さんは「憲法とは国家権力のすべてを～」と言っていたね。日本国憲法のプリントのホチキス針をはずして第99条を見よう。みんなで読んでみよう。
- 憲法を守るのは「だれ」って書いてある？
- ・ここには、「国民が憲法を守りなさい」って書いている？
 - ・今日の勉強をまとめよう。矢印の向きが分かるかな？
- 「憲法」と「法律」は、どう違うの？
- ・今の日本には、国家権力が守る「憲法」と、国民が守る「法律」が両方ある。それぞれ矢印の向きが逆だね。
 - ・あなたはこのような「小室さんの仮説」に賛成ですか、反対ですか？次回も今日の位置から移動してもいいので小室さんの仮説に賛成・反対に分かれて座っておいてください。
 - ・小室さんの仮説に反論ある人もいいよね？その人は反論の準備をしておいてください。3時間目にじっくり聞きますよ。

- ・国家権力、総理大臣、警察官。
 - ・司法は裁判、行政は内閣、立法は国会のことだね。
 - ・第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ」
 - ・すなわち、国家権力のすべてが守るもの。
- ◎憲法のない社会では、「国家権力」が好き勝手に国民に命令を出すことができる。憲法のある社会では、国民から「国家権力」に対して好き勝手にしてはダメという「命令」を出しているのだから、私たちの権利を国家権力から守ることができる。



を共有できた意義は大きい。ここでの質疑の内容は、2時間目以降の指導案の改善に即活かされた。

III 演習の意義・成果

3.1 仮説検証の方法

本演習に臨むにあたり、次の仮説を立てた。再掲する。「教科教育実践力の基盤となる授業分析力・教材解釈力を育成する上で、遠隔授業観察システムは効果的な指導ツールとなりうる」

本仮説を検証するために、受講者にはあらかじめワークシート(図3)を配布した。出席者12名のうち8名から回収できた。

問1では、演習のねらいの達成度を評価する。記述内

容を読み取り、子どもの知識を成長させる論理と具体的な手立てが説明できているか(授業分析)、最終的に形成したい知識とそれを探求させる意義が説明できているか(教材解釈)を診たい。

問2では、遠隔授業観察システムの有効性を評価する。①実際に教室に向いた授業観察と、②ビデオを媒介にした授業観察、それぞれとの比較において遠隔授業観察システムの得失がどのように認知されているかを把握したい。なお問2は、目標達成の手段としての遠隔授業観察システムの有効性を因果論的に検証する設問とはなっていない。しかし、問1で大半の受講者が本演習のねらいをクリアしていれば、本システムのプラス効果は間接的に推定できるだろう。

【実地教育・教育実践研究】

問 1. 指示された視点にもとづいて、授業を分析・批評しなさい。

[Blank box for answer to Question 1]

問 2. 「遠隔授業観察システム」を使った講義について、感想をお聞かせください。

A 実際に教室に赴いて授業を観察する場合と比較したときの、本システムのメリットまたはデメリットを教えてください。

[Blank box for answer A]

B VTR等を視聴して授業を観察する場合と比較したときの、本システムのメリットまたはデメリットを教えてください。

[Blank box for answer B]

氏名 _____

※ ご協力有難うございました。2月3日(金)までに草原研究室へ提出してください。

図3 受講者に配布したワークシート (A4版で作成、文字も解答欄も実際より縮小している)

3.2 授業分析と教材解釈

学部生は、ほぼ目標通りの分析と解釈ができています。問1に対する回答を本人の表現をできるだけ尊重して整理を試みた(表2)。なお、Uは学部生、Gは大学院生を表す。数字は8人の受講者に対応する通し番号である。

常識知の限界に気づかせ、それを変革させる「教師」の手立てとして、以下の方略が指摘された(表2には、以下①②③に該当する箇所には下線を施している)。

- ① 子どもの常識に反する小室直樹氏の仮説を提示する (U 1/2/3/4)。
- ② 「仮想的に」サトー王国の専制君主:ペペの存在とその横暴ぶりを設定する。そのような状態がもたらす弊害を推測させ、国家権力を制限する必要性に気づかせる (U 1/2/3)。
- ③ 「実証的に」踏絵や自由民権運動の弾圧など国家権力が人々の行為を制限してきた事実をつきつける。国家権力の制限が必要とされた歴史的経緯を分析させる (U 2)。

とくに上の①~③の指導過程について、U3は「新しい考えを持たせるうえで大変参考に」なる、「これこそが公民的資質育成といえる」とコメントしている。最終的に形成したい憲法概念についても、4人のうち3人までが、国民から国家権力に対して命じた命令=憲法、憲法を守る主体=国家権力、と明示的に答えている。なお、残り1人のU4も、自身のこれまでの憲法理解の浅さと誤りを振り返っており、本時の教材解釈を捉えた上での感想と推定される。

大学院生も、おおよそ目標に到達できている。常識を表出させ、それを修正・擁護する「子ども」の姿として、以下の回答が寄せられた。

- ① 事前アンケートの結果と同じように、政治学者の見

解に明確に反対している→教師の目論見どおりに展開している (G 5/6/7)

- ② 暴君の政治のシミュレーション、新憲法成立以前の人権弾圧の歴史、新憲法の人権規定、公務員の憲法擁護義務規定などを受けとめ、これらの事実を説明できるように、概念の修正を試みている→教師の目論見どおりに展開している (G 5/6)
- ③ 提起された概念に直観的に違和感を抱いても、明確な根拠をもって反論できていない。次時以降で適切な指導が求められる (G 5/6/7)

これらの項目以外にも、G7は、憲法概念の本質に迫る児童の発言を拾い上げ、教師が適切に助言すべきことを要求している。全体としてみると、ほぼ筆者が意図した通りの理解に達していると解される。ただし、個人による到達度の差は否めない。とくにG8は、指導案から読み取れる限りでの部分的で断片的な理解に留まっている。大学院生には、学部生の記述を含めて回答をフィードバックし、習得させたい知識の補強、定着をはかる必要があるだろう。

3.3 遠隔授業観察システムの有効性

遠隔授業観察システムについて、おおむね好印象のコメントが得られた。演習において本システムが効果的に利用されていたことが推定できる。本システムの具体的なメリットとデメリットを受講者から寄せられた問2の回答(表3)にもとづいて検討したい。

まず教室を訪ねる直接観察との比較では、以下2つの効果が指摘できる。

第1に、比較授業観察システムは、マクロな授業研究に適していることである。授業研究は、①教育内容とそれを探求させる教授学習活動に注目して、授業の組み立てを捉えるマクロな分析と、②抽出児の行動・つぶやき

表2 ワークシートの問1に対する回答

<p>○ U1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの常識知とは逆の意見を持つ小室さんを紹介し、その意見について賛否を問い考えさせることで、子どもの考えを揺さぶり、気づかせようとしている。 ・暴君ペベという架空の権力者の立場になって考えさせることで、まず権力者は自分の思い通りにするためにはどのようなことをするか考えさせている。そして、日本国憲法の条文を提示し、それと照らし合わせて考えることによって、憲法は権力者を拘束するもので、その憲法を通して権力者に命令しているのが国民であるという知識へと組み替えていると思う。
<p>○ U2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この授業での常識知とは、憲法は国家権力から国民に向けられたもの、である。そのことは事前のアンケート結果を見ても明白だろう。その常識知の限界に気づかせるための手立てとして、サトー国のペベの話や踏絵や自由民権運動といった具体的な事例を通して考えることで、国家権力→(命令)→国民という関係を知識として引き出そうとした。しかし、実際に刀狩や自由民権運動といった教師が引き出したかった事例が出てこなく、教師の説明となってしまったのは今後の課題だろう(事前に絵を見せても良かった?) ・このような常識知に対して科学知は、「憲法は国民から国家権力に向けられたものである」ということである。この考えに子どもたちの知識を移行させるために、小室さんの言葉を使って子どもたちに「おや?」と思わせたり、憲法99条の具体的な事例を通して考えさせようとする手立てが考えられていた。時間がなかったので仕方ないが、国家権力→(命令)→国民が法律ということも教えたら、より深く学べたのではないだろうか。梅津先生の「国家権力と国民が切り離せていない」という言葉も印象に残った。子どもの立場にたって、この件についても考えてみたい。
<p>○ U3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本時では、事前に配布されていたアンケートをもとに、授業の導入がすすめられていくのであったが、アンケートの(1)憲法は次のうち誰が守るルールだと思いますか?となっている部分に、私は疑問を持った。なぜなら誰が守ると尋ねているのであれば、国民全員と考えてもいいように思われたからだ。授業者は展開の部分のところで小室氏による文章を使用しているが、この文章では「だれが守るべき」ではなく、「誰のためにかかれたものか」となっているので、アンケートの質問内容と異なっているように考えられた。この点について私は疑問を持った。 ・次に今回の授業は、私も含め児童が持っていた憲法とは日本国民のすべての人々に向けて書かれたものであるという概念を、小室氏の文章をもとに教師が新たな概念を打ち出し、さらに授業の後半部分で小室氏が述べている内容を児童に分かりやすく、サトー王国をつくるにあたって、憲法がなく、暴君が国を思うように支配できたならどういうルールを考えるかを児童に考えさせている。ここでは、児童に暴君に国を自由に支配されないために取り締まる規則が必要になることを自然に児童に思い浮かばせるようになっていた。そしてその規則こそが憲法であるということを経験させるものとなっていた。この点は児童に新しい考えを持たせるうえで大変参考になるものであった。またこれこそが公民的資質育成といえるものであると考えられた。
<p>○ U4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず私も憲法は誰に向けて、といわれたとき、23456に○をしてしまった。この子どもたちの意見を変えるために、小室さんの文章を出していた。しかし、誰が誰に対して、というのは、少し最初の場面では分かりずらかったので、賛成・反対で分かれたとき、みんな反対にしてしまったんだと思う。最初の部分が少しわかりずらかったかもしれない。難しい。 ・暴君などを出して、権力者が支配しているのを出してそれを取り締まるためのものだというやり方でもっていった。それはとてもよかったのではないだろうかと思う。憲法の授業っていうのは、難しいものだなあと思った。
<p>○ G5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちは、小室さんの仮説に賛成か反対かを決めなければいけない時に全員が反対だった。そのことから、子どもたちは事前アンケートで書いた自分の考えに何の疑いや迷いもなく、素直にそって表現していると思う。ただ事前アンケートのときに一人だけ憲法は総理大臣が守るという考えの子どもがいたけど、反対になっていたので、自分の価値観で決めてしまい、明確な理由がなかったから反対になったのかなと思った。 ・憲法がつくられていない社会をシミュレーションし、日本国憲法がつくられるまでの社会を実際にあった刀狩や踏絵などの様々な事実を知ったことで、子どもたちの常識が新しい見方へとかわっていったと思う。事実を知り、今の憲法のある社会にもどって、総理大臣が下した命令を出すことができるかどうかを考えたときに、ほとんどの人ができないと考え、「信じる権利があるから総理大臣は命令を出すことができない」という理由を述べていたので、そこから子どもたちの常識が変わっていることがうかがえる。また日本国憲法からできない理由を探したことで、より自分の常識が違うなと実感し、新たな見方へと確実に修正していていると思う。 ・自分の常識とは違う小室さんの「憲法とは国民に向けて書かれたものではない」という新しい見方を知ったときに、最初子どもたちは自分の価値観だけをもとに小室さんの考えに反論していたと思う。今の憲法のある社会に戻り、総理大臣が下した命令を出すことができるかどうかを考えるときに、できると考えた人は「キリスト教会を建設することは、総理大臣でなくても他のところの命令によって建設することができる」という理由を述べていたので、今まで自分がならなかったことをもとに反論しているのではないかと、思った。

○ G 6

- ・「暴君」という言葉に対して自分たちがこれまでに得た知識を自由に述べていた→「暴君ネロ」「警察官をあやつる」。さらにその暴君がやりそうな行為をイメージして「わがままな振る舞い」や「自分に都合のいいように操作する」と発言していた。「憲法ってのは〇〇が守るルール」というアンケートに対する考えをもとに、小室直樹の意見に対して反対の意思表示をしていた。
- ・日本国憲法の資料から天皇や国務大臣、公務員等には憲法擁護義務があることを知り、憲法がどのような存在に対して書かれたものか、「守りなさい」というべき相手をどう位置づけるか、を理解しようとしていた。つまり、憲法に書かれている内容に基づく視点から、常識を修正しようとしている。
- ・今回の実践では、この展開に対して十分な時間が割けなかったようなので、どのような視点かはまだ読み取ることはできなかった。しかし一部の児童に「分かった、納得した」というている子どもがいたので（いたとしても）、（本授業では確認できなかったが）反論する立場として「納得できない」という立場もあったと考えられる。（そういう立場に立つと）「誰が守るルールか」と問われたら、「やはり国民全体で守るべき」という答えが出てくるのではないだろうか。

○ G 7

- ・子どもの学習活動において、事前のワークシートで自分の現時点での常識を表現できていると感じた。ワークシートの結果発表時には、児童が自分の書いたことを振り返っていた。憲法学者の小室さんの言葉を児童に考えさせる際、子どもが「憲法が変えたらええんちゃうん」といっていたが、教師がそのようなつぶやきにどのように働きかけると良いかと思った。
- ・小室さんの説については、クラス全員が反対という意見という意外な展開になった。事前のアンケートでも書いてあるため反対せざるをえない状況になってしまったのかもしれない。
- ・話し合いのときは自由な感じがした。一部映像では話し合いがうまく進められていないところもあったのではないかと思う。しかし、教師が巡視し、助言を行なうことなど、子どもへの働きかけによって活動が活発になっていた。今回は全3時間の導入部分の時間として、今後の展開が期待できる授業であったと思う。

○ G 8

- ・アンケートの結果から、「国民全員が守らなければならない」という意見を取り出し、そこから小室氏の説を例に出し、そう（憲法は国民が守るもの）ではないのではないかと気づかせている。
- ・（憲法が）誰に向けて書かれているかを、「小室さんの説に賛成？ 反対？」で（パワーポイントで提示した著書の一部を）黒で塗りつぶしたところを、生徒に考えさせていたと思う。

（括弧内は筆者による補足を意味する）

表3 ワークシートの問2に対する回答

○ 直接観察との比較

M【空間的距離の縮減】

- ・附属に行く手間が省ける、行かなくても見ることができる（U 1, U 2, U 3, U 4, G 5, G 6, G 7）
- ・遠いところにいる、リアルタイムで観察できる（G 5）

M【視野の多面性・広角性】

- ・実際に教室で見るとより多くの人が授業を観察できる（U 2）
- ・いろいろな角度から子どもたちの様子を観察できる、自由にカメラを操作できる（U 2, U 3）

M【分析・コメントの同時性】

- ・授業を見ながら討論できる（U 1, U 4）
- ・随時、教員のコメントをはさむことができる、メモも取れる（G 6）

M【カメラの意識への影響】

- ・授業者は児童に集中しやすく、授業がしやすいだろう（G 8）

D【システム上の限界】

- ・教室の雰囲気、実際に行くよりは感じにくい（U 1）
- ・子どもの細やかな動きや表情が把握しにくい、伝わってこない（U 2, U 3, U 4, G 5）

D【視野の限定性・固定性】

- ・教室全体の状況が分かりづらい（U 4）
- ・児童、教師、板書とすばやく視野を変えることができない（G 6）

D【音声・映像の技術的限界】

- ・ノートや黒板等の板書が見えづらい、ワークシートの文字までは見えない（U 2, G 6）
- ・子どもの声、発言が聞こえにくい（U 2, U 4, G 5, G 6, G 7）
- ・カメラの機器の操作をくふうすれば、もっとリアルに教室の様子を把握できるのではないかと（G 7）

○ VTR視聴との比較

M【ライブ感覚・臨場感】

- ・授業を生で味わえる、実際に近い（U 1, U 2, U 4）
- ・実際に教室にいるような感じで、授業の時間を共有できる（G 5）
- ・臨場感があって、集中して見ることができる（G 6）

M【視野の限定性・固定性】

- ・カメラの視野が変更できるので、どの角度からでも見える状況が作れる（G 6, G 7）
- ・画面がぶれたりせず、見やすい（U 2）

M【音声・映像の双方向性】

- ・授業後に授業者の新鮮な声が聞ける（U 1, U 2, G 6）
- ・こちらの意見も授業者に伝えることができる（U 3）

D【繰り返し再生・検討の困難性】

- ・停止したり戻したりして、ある場面についてゆっくり確認できない、討論できない（U 1, U 2, U 4, G 5, G 6, G 8）

D【視聴時間の限定性】

- ・授業時間が決まっているので、自由な時間に見ることができない（U 2）

（Mは「メリット」、Dは「デメリット」を意味する）

や他者との関わりをみる、または教師の集団指導と個別指導の姿を丹念にみとるミクロな分析に分けられる。今回の観察では、受講者のコメントの【システム上の限界】【音声・映像の技術的限界】に示されるように、教室の細かな動きや小さな音声までは拾えていない。しかし【視野の多面性・広角性】にあるように、少なくとも授業を大観することはできた。何よりも【空間的距離の縮減】が指摘するように、大学に居ながら授業構成を分析・学習できた。—今回の演習でもそのようにしたが—目標をマクロな授業分析に限定してゆけば、本システムは効果を発揮するのではないか。

第2に、比較授業観察システムでは、教室とは物理的に別の空間で、教員が随時時機を捉えて指導できることである。教室での観察の場合、参観者が声を発することは基本的に戒められる。引率の指導者は観察と記録に徹し、学生はそれぞれの視点と関心に応じて教室を眺めているしかない。分析対象は定まらず、視線は拡散し、課題追求も疎かになりやすい。しかし、本システムでは、【分析・コメント同時性】が指摘するように、教員はいつでも観察に介入できる。授業への影響を気にせず声を張り上げ、受講者の視線を一点に集めることができる。今回の演習で意図どおり授業分析力・教材解釈力を育成できた理由は、1つは事前指導の時間を確保できたこと、もう1つは事前指導したことを中継映像を見ながら確認、検証できた点に求められるだろう。

筆者は、これまでも小中学校の社会科授業を記録したビデオ（DVDと併用）を活用した講義を行ってきた。同授業を受けた経験もある受講生によると、遠隔授業観察システムには、ビデオ視聴との対比で以下2つの効果が認められるという。

第1に、遠隔授業観察システムでは、ナマの授業をみることで当該教室と「時間」を共有できることである。【ライブ感覚・臨場感】で指摘される「実際に教室にいるような感じで、授業の時間を共有できる」「臨場感があって、集中して見ることができる」は、本システムの特性を上手く言い表している。過去の授業記録ではない、自分の見知った教師・同僚が今まさに現在進行形で授業をしている姿は、ビデオでは得られない教室の温度と臨

床感覚を伝え、受講者を引き付ける。授業観察をするという行為にも、他人事ではない、のっぴきならない必然性が生まれる。相乗的に学習効果が高まるのは当然の帰結だろう。なお、受講者の多くは、ビデオに劣る点として【繰り返し再生・検討の困難性】【視聴時間の限定性】を挙げている。これは、配信されたデータをDVD等に記録し配布することで解消される。

第2に、遠隔授業観察システムでは、附属学校と大学の間で教室「空間」を擬似的に共有できることである。これは前述の【ライブ感覚・臨場感】にも通ずる。ビデオの場合、受講者に対峙する形で映像が立ち現れ、それを批判的外在的に眺める構図で学習が展開する。しかし、本システムの映像ではそうはならない。自由な角度で得られるライブ映像ゆえに、物理的に距離は離れてはいても、同一空間を共にしているという感覚を創り出す。この緊張感に満ちた「共存感覚」が、教師の教授行為に対する共感的で内在的な理解を可能にしているのではないか。さらに【音声・映像の双方向性】を活かすことで、授業を終えたばかりの指導者の新鮮な声が聞ける。観察者も、いま視聴した授業の事実にもとづいて課題や改善策を直接伝えることができる。実践されたばかりの授業を同一空間さながらに相互に批評・反省できるのが、ビデオでは得られない本システムの特長だろう。

3.4 まとめ

以上の考察から、授業構成の分析と教材解釈の作り方の指導では、遠隔授業観察システムが一定の効果を発揮しうることが明らかとなった。とくに社会認識形成の方法論をマクロに把握させる限り、本システムにはビデオ視聴に劣らない効果が期待できる。引き続き、教科教育の研究・教育に使えるツールとして本システムの可能性を探ってゆくことが必要だろう³⁾。

謝 辞

本実験授業の実施にあたって、附属小学校の大宮俊恵副校長、稲井智義先生に多大なご便宜をお計りいただきました。遠隔授業観察システムの運用には、菊地 章先生、松田和典先生、藤原伸彦先生の全面的なサポートを

得ました。梅津正美先生には、2科目合同授業の実施にご理解を賜り、ティーム・ティーチングを試みることができました。ここに記して深謝申し上げます。

註

- 1) 本授業は、2006年1月30日、31日、2月3日に行われた「憲法はなぜつくられたのか？」の第1時に位置づく。対象クラスは附属小学校6年2組、指導者は大学院生の佐藤章浩（2005年度修了生）。修士論文「科学的思考力を育成する社会科の教授方略」の研究の一環として実施された。
- 2) 指導者が大学院生だった点も影響しているだろう。遠隔授業観察は、経験の少ない教員に対しては、教室のなかで観察されている以上に大きなプレッシャーを与えると推察される—見えない視線・観察者よりも、見えている視線・観察者の方が気楽だ、との発言があった—。附属の指導者が、大学側に現在映っている画面をモニターできたならば、幾分プレッシャーを緩和できるだろう。
- 3) 当面の運用上の問題としては、教室の確保と時間割の調整が挙げられる。ネット上で大学・附属の当該教室の利用状況が確認・予約できるようになれば、使いやすさはさらに向上するだろう。